

衆議院 第百八十五回国会 經濟産業委員會 會議録 第四号

平成二十五年十一月八日(金曜日)

午前九時開議

| | | | | | | | | | |
|------|---|---|--|---|--|---|---|---|---|
| 出席委員 | 委員長 富田 茂之君 理事 塩谷 立君 理事 宮下 一郎君 理事 渡辺 博道君 理事 今井 雅人君 理事 秋元 司君 理事 石崎 徹君 理事 越智 隆雄君 理事 大見 正君 理事 佐々木 紀君 理事 白石 徹君 理事 田中 良生君 理事 辻 清人君 理事 根本 幸典君 理事 細田 健一君 理事 宮崎 謙介君 理事 八木 哲也君 理事 枝野 幸男君 理事 岸本 周平君 理事 辻元 清美君 理事 木下 智彦君 理事 國重 徹君 理事 三谷 英弘君 | 理事 鈴木 淳司君 理事 山際大志郎君 理事 田嶋 要君 理事 江田 康幸君 理事 穴見 陽一君 理事 岩田 和親君 理事 大西 英男君 理事 勝俣 孝明君 理事 清水 誠一君 理事 菅原 一秀君 理事 武村 展英君 理事 富樫 博之君 理事 福田 達夫君 理事 牧島かれん君 理事 宮崎 政久君 理事 山田 美樹君 理事 小川 淳也君 理事 近藤 洋介君 理事 伊東 信久君 理事 丸山 穂高君 理事 青柳陽一郎君 理事 塩川 鉄也君 | (政府参考人) 富屋誠一郎君 (内閣府地域活性化推進室室長代理) 平嶋 彰英君 (政府参考人) 成田 昌穂君 (厚生労働省大臣官房審議官) 宮野 甚一君 (政府参考人) 西山 圭太君 (経済産業省大臣官房審議官) 後藤 収君 (政府参考人) 菅原 郁郎君 (政府参考人) 北川 慎介君 (中小企業庁長官) 松永 明君 (政府参考人) 乾 敏一君 (経済産業委員会専門員) 牧島かれん君 大西 英男君 清水 誠一君 小川 淳也君 岩田 和親君 宮崎 謙介君 細田 健一君 宮崎 政久君 辻元 清美君 | 委員の異動 十一月八日 兼任 根本 幸典君 兼任 細田 健一君 兼任 宮崎 謙介君 兼任 辻元 清美君 兼任 岩田 和親君 兼任 大西 英男君 兼任 清水 誠一君 兼任 宮崎 謙介君 兼任 牧島かれん君 兼任 大西 英男君 兼任 清水 誠一君 兼任 宮崎 謙介君 兼任 根本 幸典君 | 補欠選任 補欠選任 補欠選任 補欠選任 補欠選任 補欠選任 補欠選任 補欠選任 補欠選任 補欠選任 補欠選任 補欠選任 補欠選任 補欠選任 | 同日 兼任 岩田 和親君 兼任 大西 英男君 兼任 清水 誠一君 兼任 宮崎 謙介君 兼任 牧島かれん君 | 同日 兼任 岩田 和親君 兼任 大西 英男君 兼任 清水 誠一君 兼任 宮崎 謙介君 兼任 牧島かれん君 | 同日 兼任 岩田 和親君 兼任 大西 英男君 兼任 清水 誠一君 兼任 宮崎 謙介君 兼任 牧島かれん君 | 同日 兼任 岩田 和親君 兼任 大西 英男君 兼任 清水 誠一君 兼任 宮崎 謙介君 兼任 牧島かれん君 |
|------|---|---|--|---|--|---|---|---|---|

第一類第九号 經濟産業委員会會議録第四号 平成二十五年十一月八日

小川 淳也君 辻元 清美君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

産業競争力強化法案(内閣提出第三号)

○富田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、産業競争力強化法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府日本経済再生総合事務局次長飯塚厚君、内閣府地域活性化推進室室長代理富屋誠一郎君、総務省大臣官房審議官平嶋彰英君、厚生労働省大臣官房審議官成田昌穂君、厚生労働省職業安定局次長宮野甚一君、経済産業省大臣官房審議官西山圭太君、経済産業省大臣官房審議官後藤収君、経済産業省経済産業政策局長菅原郁郎君、中小企業庁長官北川慎介君及び中小企業庁事業環境部長松永明君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田美樹君。

○山田(美)委員 自由民主党東京一区選出の山田美樹でございます。

アベノミクス第三の矢、経済成長戦略のかなめである産業競争力強化法案について質問の時間をいただきます。心より御礼申し上げます。

昨年末に猪足した安倍政権のもと、大胆な金融

政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体として進めてきた結果、日本経済に明るい兆しが見えてまいりました。ことし二〇一三年は、日本の経済が長い冬を脱して、未来に向けて歩み始める最初の年になるかと思っております。

今このときに国にできる全てのことをやりたいという思いが結実したのが、この産業競争力強化法案だと思えます。法案をまとめられた関係者の方々の御尽力に心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

最初に、産業競争力の強化における政府の役割について伺いたします。

私は、これまで、政府で経済政策にかかわる立場で、政府を離れて企業の経営戦略を支援する立場で、そして企業の経営に直接かかわる立場で、一貫して、日本の経済をよくしたいという思いで働いてまいりました。日本経済全体がよくならないことは、個々の企業の収益が改善することにほかなりません。

政府の仕事では、国レベルの政策の議論が、その政策が届く先である企業に本場に役に立っているのかどうか、一つ一つの会社、そこで働く一人一人の方に、政府が行う経済政策のおかげで会社の業績がよくなった、自分たちの生活がよくなったと実感してもらおうのは非常に難しいという悩みがあります。

他方、政府を離れて、企業の経営に直接かかわる仕事においては、営業体制の構築やマーケティング、顧客戦略などを行うことで売り上げを伸ばし、財務面の見直しによって収益を改善することで会社の業績がよくなるのを実感できた反面、その成果を日本経済全体へつなげていくのは非常に難しいという悩みがありました。

国の経済政策は、特定の産業分野に資源を集中して投入するターゲットインダストリーと、予算、

税、規制改革、知的財産など、制度面での環境整備の二つが柱だと言われます。

前者は、医療とエネルギーとインフラと、地域、農業、観光の四分野に限られており、後者は、全ての産業分野に横断的な政策なので、おのずと最大公約的なものにならざるを得ません。ターゲティングポリシーと環境整備の中間に位置するような政策、例えば、ビジネスを実際に推進していくための人とノウハウを結実させていくための従来型ではない新しい政策が求められます。

国の経済政策と企業の経営努力がどのように相まって日本経済の再生を進めていくのか、産業競争力強化における政府のかかわり方について、お考えをお聞かせください。

○茂木国務大臣 経済産業省に入省され、そしてまた内閣でも副長官補室におきまして企業の再生、産業の再生、地域再生に取り組み、さらには企業経営の前線にも立ってこられた山田委員が、この産業競争力強化法の審議のトップバッターに立たれる、非常に象徴的なことだ、こんな思いを持ちながら今の質問を聞かせていただきました。恐らく、城山三郎さんが「官僚たちの夏」を書いた状況と今の日本は少し違っている、こんなふうに思っております、産業競争力の強化に向けた個々の企業の具体的な取り組みはあくまで民間の自発的な判断によって行われるべきものであり、政府の役割は基本的にこのような民間の活力であつたりとか努力、イニシアチブというものを支援するための環境整備ということになつてくると考えております。

我が国の産業競争力の強化のため、我々は、日本経済が持つております三つのゆがみ、過少投資、過剰規制そして過当競争、これを是正するために最も重要な役割を果たすこの法案も、基本的な認識はこういうところに置きながらさまざまな規定を置いているところでありまして、具体的には、法案に大きく三つの措置を盛り込んでおります。

その一つが過剰規制の改革でありまして、企業

単位で規制の緩和措置を講じる制度、いわゆる企業実証特別制度、さらには企業が新事業を行う際に事前にその事業が適法かどうか確認できる制度、グリーンゾーン解消制度、これを新たに創設する、といたしたものです。

また、過少投資の是正に向けまして、今後三年間で年間の設備投資額を現在の六十三兆円から一割増加させて、リーマン・ショック前の水準七十兆円以上とすべく、大胆な支援措置を実現してまいります。

そして、三番目に、過当競争の解消のために、税でのインセンティブを含めて大胆な産業再編や事業再編を促し、経営者の決断を後押ししていきたいと考えております。

企業のみならずの意思でこれらの措置をうまく活用して積極的な取り組みを進めることにより、我が国産業界全体の競争力を大きく引き上げていきたい、このように考えております。

○山田(美)委員 ぜひ強い力で民間の動きを後押ししていただければと思います。次に、産業競争力強化のための施策を実行するための体制についてお伺いいたします。

今回の法案では、戦略を強力に実行していくための仕組みとして、五年間の集中実施期間の具体的なアクションプランを実行計画として策定し、総理のイニシアチブによって定期的に検証すること、計画の実行が進まない場合は担当大臣は追加的な措置を講ずる義務があることなどを法案に盛り込んでいます。代替案まで含めて担当大臣にコミットを求めるとはこれまでになく、大きく踏み込んだものと言えます。

これまで、閣議決定などに基づく戦略のアクションプランの中に数年後にレビューを行うことが盛り込まれていて、各アクションプランに対して関係省庁が事務レベルでレビューを行うことがありましたが、実際には、事務的な作業として各施策の進捗状況の一覧表をつくり、取りまとめた結果を形式的に担当大臣の名前で公表するものがほとんどであり、よほどの政治的な要請がない限り、担当大臣がみずからレビューにかかわるといふことはなされてきた。今回、レビューの義務が法律で定められたことにより、担当大臣に対して実際にどのような強制力が増すとお考えでしょうか。政策の実行力を確保するには、行政よりもむしろ政治の側の責任によるところが大きいと言えまして、行政が政策課題に継続的に取り組むのに対して、政権の側は時々世論的にアピールするような施策を打ち出さなければならず、政権が掲げる目玉戦略には賞味期限があるのも事実です。結局は、政権の安定に頼らざるを得ず、たとえ閣僚が交代した場合でも、どこまで当事者意識や責任感、使命感を持ち続けることができるのかという点に政策の実効性がかかっています。政務の立場からの御決意をお聞かせください。

○松島副大臣 お答えいたします。委員は、先ほど大臣もおっしゃいましたように、小泉内閣のことで役人という立場で産業再生や地域再生、そういったお仕事を務められ、さらに民間企業に転じられ、そして今は政治家という道を歩まれている。そうした中で、つくられた制度、つくられた法律が実際にどのように効力を発揮するか、その実効性ということに非常に関心を持たれているものと考えます。この法律に基づいて、当面三年間で確実に実行していくべき内容を盛り込んだ実行計画というものを策定してまいります。そして、その実行計画の中にはいろいろな施策が含まれるわけですが、その施策ごとに担当大臣及びその実施期限を明確に書き込んでまいります。こうすることによって、担当大臣の責任のもとで施策を確実に実行していくと考えてございます。

そうした上で、毎年度一回、当該施策の進捗状況を政府としてもそのスピードがどうであるかといったことをしっかりと評価し、経済社会情勢の変化なども踏まえて実行計画を見直すことも法律上明確化することにより、進捗も、成長

戦略の着実な実施、実現に対して政権としてしっかりと責任をとっていく、そういうものであります。

さらに、やむを得ずその実施期限までに実施できなかった内容がある場合は、担当大臣の責任のもと、その理由を検証し、速やかに必要な措置を講ずることを定めておきます。これまでにない仕組みを設けている、そういう法律であります。

担当大臣というのは、確かに何年かは一週交代するものだと思います。仮に担当大臣が交代した場合におきましても、交代した次の大臣が、実行計画に基づき担当大臣としての責任を引き継ぎ、施策の確実な実行に取り組んでまいります。

こうした仕組みによって、安倍総理を中心に、内閣全体の強いリーダーシップで、日本再興戦略の実現、実行に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○山田(美)委員 ぜひ、強力な政治的イニシアチブをお願いいたします。次に、先ほどからお話になつております、企業実証特別制度についてお伺いいたします。規制緩和をめぐる議論には、常に厳しい利害の対立があります。今回の企業実証特別制度においては、企業が事業所管大臣に直接申し立てができること、事業所管大臣が規制所管大臣に対して直接規制の是非の再検討を促すのがこの制度の目眼ですが、現実には協議を成功に導くために、企業から申請を受けた担当大臣の強いイニシアチブが必要になります。新しい制度ができたが、個別の案件では協議が調わず、具体的な適用事例が思うようにふえないという事態にならないよう、担当大臣には強い覚悟で臨んでいただきたいと思っております。

報道などでは、具体的に想定されるケースとして、自動車などの新技術を実証実験する際に障害となる交通規制を緩和するという事例が挙げられており、このような場合は、経済産業省ないしは国土交通省が国家公安委員長と協議することになるのですが、仮に事業所管大臣と規制所管大臣

臣が同一の場合は、この制度が規制所管大臣に規制の再点検を促す引き金にはなりにくいという問題もありません。

ほかの規制緩和の取り組み、例えば規制改革会議ですとか国家戦略特区などどのように連動を図っていくのでしょうか。お考えをお聞かせください。

○松島副大臣 お答えいたします。

企業実証特例制度は、企業が提案する規制緩和の実現に向けて、その事業を所管する省庁が関与する仕組みであります。委員もよく御承知のとおりでございます。

具体的には、事業を所管する省庁が、企業の新たなチャレンジを支援する立場から、規制を所管している省庁に対し、規制緩和の必要性や、当該企業が規制緩和に当たって安全性を確保するためにとる措置などについて、しっかりと十分に説明を行って、強く積極的に関与を促すまいと考えております。

そして、委員が御心配されているとおり、事業を所管している大臣と規制を所管している大臣が同じである場合、企業が事業を所管している大臣からサポートを受けられず、その提案の実現が難しくなるのではないかと。そうした場合であっても、当該省庁は、安倍政権の基本姿勢に基づいて、産業競争力の強化というこの法律の目的を踏まえてできる限り前向きに対応していく、そのように確信しております。

仮に企業の提案が適切に取り扱われない場合は、その企業から規制改革会議の規制改革ホットラインに相談していただくことになりす。その相談を受けて、内閣府が、反対しているというか、ぐずぐずしている関係省庁に対して、法案の目的に沿ったしかるべき対応を促す、そういったことも起こってまいります。

そして、この制度運用の透明性を高めて、法案の目的に沿った取り扱いがなされることを担保する取り組みといたしまして、企業実証特例制度の運用状況につきまして、定期的なフォローアップ

を行うことを考えています。特に、この規制は何かしいというところで多くの企業が同じような申請をするような重要案件につきましては、産業競争力会議や規制改革会議の場において、各省庁の対応状況や結果などを検証する、そういったこともあわせて考えております。

○山田(美)委員 ぜひ、ほかのいろいろな枠組みと連携しながら、制度の実効性を高めていただきたいと思います。

次に、この制度が企業の側から見て使いやすい制度かどうかという点からお伺いいたします。まず、日ごろの業務の中で事業所管官庁との接点が多い企業に対しては、新しい制度の存在を周知する必要があります。場合によっては、企業からの個別の相談に応じて、該当する規制が何なのか、関係省庁がどこなのか、当該企業から詳しく話を聞いて、申し立ての内容を明らかにしていくことが必要となる場合もあるでしょう。制度の公表の仕方や個別の問い合わせへの対応などについて、具体的にどのようにお考えでしょうか。

また、事業所管官庁と日常的に接している企業で、既に新制度の内容をある程度わかっている企業にとつても、実際に特例が認められるかどうかの予見可能性を高めることは重要な課題です。企業みずからが安全性を確保する措置を講ずるには、新たな投資が必要な場合も考えられます。その企業が事業計画、投資計画、収益見通しをつくらせていくに当たって、特例措置が認められるか否か、認められるまでにどのくらいの時間がかかるのかという不確実性は、ビジネスを行う上でのリスクになりかねません。

規制の緩和の方法が法改正を伴うものなのか、政省令の改正で済むのか、あるいはより長期的に審議会などで検討すべきものなのかにもよります。いずれの場合も可能な限り迅速な対応ができるよう、何らかのガイドライン的なものを示すべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○松島副大臣 まさに委員おっしゃいますように、企業が壁にぶつかると、何か新しい事業をしようとするのにかく待ったをかけられたとき、一体、どの役所のどの法律にひつかかるのか、あるいは法律でなくて政省令なのか通達なのか、一般の企業の方にはなかなかわかりにならない。特に中小企業の場合にはどこへ言に行けばいいかわからない、そういうことは本当にたくさんあると思います。

そういった観点から、経済産業省では、各経済産業局に相談とか申請の窓口を設ける。それを経済産業省のホームページで明らかにすることはもちろん、それ以外にも、一般の方々、特に中小企業の方がふだん目にするのは、自治体の広報、私どもの方で言うと区報、これはよく読んでいただいても、経済産業省が何をやっているかの政策とか政府広報などなかなか見ないので、こういった自治体の広報などでもこういうことをやろうとされているんだということを知らせてもらって、それが端緒になればいいと考えております。

そしてまた、実際に時間がかかったりする場合、委員は事実関係をよく御承知のように、法律を変えなきゃいけない場合、政省令を変える場合、あるいは通達や告示によって新しいことを設ければいい場合、いろいろなレベルによってかかる時間も変わってくる。そういったことの見通しが立たないと、企業は、資金の調達をどうするか、そして投資をどうするか、いつごろまでか、どういう準備をすればいいのか、わからなくて困ると思います。

ですから、法律改正で時間がかかるような場合でも、方向性として、この規制は撤廃するとか緩和するとかこのように改めるといった対応の方針が決まったら速やかにそれを当該企業にお知らせして、意欲ある民間企業がタイミングを失うことがないように準備ができる、そういう制度もきちと進めてまいります。

○山田(美)委員 ぜひ、自治体や地域とも協力して、わかりやすい迅速な取り組みをお願いいたします。次に、今回の産業競争力強化の目玉施策の一つ

として、国内市場での過剰供給や過当競争で消耗している企業や業界に対して事業再編を促す取り組みが盛り込まれています。過去には、水力発電の分野で、世界の競争に打って出るために、業界三社が事業統合して一つの株式会社となった例もあり、後に続くような事例が期待されます。

しかし、一言で競争力を高めるための事業再編を促すと言っても、状況は業界ごとにさまざまです。業界全体の成長が見込めない成熟産業で、過剰供給による構造不況に直面している業界では、事業再編の必要性をみずからも実感していて、政府による後押しが有効となるかもしれません。

他方、今後も市場全体の成長が見込まれる成長産業の場合、あるいは、業界の特性、企業の風土から、各社のライバル意識が非常に強い場合は、この制度が存在するというだけでは事業再編を促すことは難しいです。そもそも、政府が関与すべきなのかどうか難しい判断を迫られます。民間企業の経営判断に政府がどこまで踏み込むべきなのか、お考えをお聞かせください。

○松島副大臣 委員がおっしゃる通りに、企業活動というものは、民間の企業がそれぞれの経営判断で日々努力して行っていくものだと思います。それに対して、企業の中で矛盾がある、例えば、中堅や若手の方々が、これはこう変えないとこの産業の未来はない、せつかく伸びる産業なのにこういうたまたま合意を国内でやっていたらだめじゃないか、ライバル企業にもいいところがあるから手を結ぼうとか。さつき水力発電の例を言われましても、重電メーカー三社が水力発電部門を切り出して、国内ではもうそれほど水力発電というものは新規設備を導入するところはありませんから、海外に打って出るのに必要だということで、切り離して、三社が一つになって大きな効果を生み出した。

このようなことを企業の中で考えたときに、それをいろいろな形で後押しするのが我々政府の仕事だと思っております。

この法律では、複数の企業の特定期間を取り出

して、統合などによって既存の経営資源をより有効に活用することでグローバル市場、海外市場に打って出るような事業再編に取り組む企業に対して、例えば、親会社の出資や融資の七割を限度に準備金として積み立てて損金に算入させる、そういった課税負担を軽減することを可能にする税制措置も設けます。こういったことで背中を押す機能が働いていくと思います。

また、金融面におきましても、特定事業再編を実施するために必要となる資金について、株式会社日本政策金融公庫による指定金融機関を通じて長期低利子の融資を行ったり、独法の中小企業基盤整備機構による債務保証を行うことなどによって有利になる。こういうチャンスもあるんだから踏み切らうんじゃないか、そう思っていただけるようには、このような税制や金融の措置をつくって、事業再編を後押しする形の政策をこの中に盛り込んでいくところであります。

○山田(美)委員 ぜひ、さまざまな施策を組み合わせて取り組んでいっていただきたいと思っております。

この事業再編措置の中で、政府は市場構造に関する調査を行い、その結果を公表するものとして定めています。公表される調査結果によつては、政府による当該業界への圧力にならないかという批判がありますが、調査対象の選定や公表の仕方などについて、具体的にどのようにお考えでしょうか。

○松島副大臣 先ほど申しましたように、あくまでも決定するのは民間企業であります。でも、現実には、過剰供給が長く続いている、過当競争になつていて、そういった業界、市場というものがございます。市場の動向というのは、各社がつかむよりも、政府が客観的な調査によつて明らかにした方が、非常に理解をされやすいものだと思います。

これは、広く経営者や、あるいは投資家、金融機関の皆さんの問題意識を喚起するとともに、事業再編に向けた経営者の判断に資する材料を提供

する、決断すべきときはしていただく、あくまでもそういう材料を提供するために行うものであります。

具体的には、各大臣が所管する業種について、つまり各省それぞれですけれども、幾つか考えられるのが、例えば、一定期間における商品やサービスの価格動向。ずつと値下がりしているとか、実勢価格が下がっているとか。二つ目に、その事業分野における企業の収益率の推移。たまたま合意によつて収益率がずつと落ちていくとか。三つ目といたしまして、これらの業界の国内市場と海外市場の比較。そういった市場構造に関して調査をし、公表することを考えております。

既に各省庁が実施している調査があれば、必要に応じてその結果も活用することとなつてまいります。

○山田(美)委員 ありがとうございます。

最後に、産業競争力強化法案が目指す産業の新興代替の新しい部分であるベンチャー企業の支援について、中小企業政策全般とあわせてお伺いいたします。

日本の開業率が欧米に比べて低いことは、私を知る限りでも二十年以上前から指摘され続けてきた問題であり、政府もさまざまな支援や優遇措置を講じてきましたが、いまだに目に見える効果が出ていないのが現状です。

先日、大学一、二年生の方々と相手に、経済の成長戦略についてというお話をさせていただきました。中小企業という言葉を聞いてどんな会社をイメージするかと聞いたら、半沢直樹のお父さんの会社、ベンチャー企業という言葉をどんな会社を思い浮かべるかと聞いたら、IT企業という答えが即座に返ってきました。

経済政策にかかわっている者の立場からすると、大企業、中小企業、小規模企業、そしてベンチャー企業という枠組みで物事を捉えがちですが、その考え方で本当に正しいのか、改めて考えさせられるときがあります。

大企業は強い、恵まれている、それに対して中

小企業は弱い、小規模企業はもつと弱い、ベンチャー企業はリスクが高いという考え方は、余りにも一面的で画一的です。志の高さやビジネスのスケールは資本金の額や従業員の数で決まるものとは違つて、中小企業だからこそ大きな会社とは違つてすぐに決断し実行に移せる、自分で起業すれば自分のキャリアや働き方を自分でマネージできる、何千人に一人という確率で大成功をおさめた有名な起業家でも、身近なロールモデルに数多く接するというのが、若い世代に起業を促す貴重な経験になることは言うまでもありません。

女性の起業への意識も高まりつつあります。私の地元選挙区にも、すてきな女性経営者、女性起業家がたくさんいらっしゃいますし、私の世代にも、みずから起業して活躍される女性が数多くいらっしゃいます。皆それぞれ成功に至るまでに孤軍奮闘で本当に苦しい思いをしておられます。

これから起業する可能性がある方一人一人が心の中に潜在的に持っている、こんなことがしたいという小さな夢から、一歩前に踏み出せるような支援策をぜひお願いしたいと思います。

今回の法案で、創業支援についてどのように総合的な取り組みが行われているのか、今後の我が国におけるベンチャー振興施策のあり方について、お考えをお聞かせください。

○茂木国務大臣 確かに、半沢直樹の半沢ネジを見ると、小規模企業は弱い立場だ、こういう思いを持ちますけれども、すばらしい技術を持った会社もたくさんあると思えます。そして、ホンダやソニー、こういう会社も、もともと小規模企業、ベンチャー企業でありました。さらに、大きなことなくとも、ある一定の分野で、ある一定の素材や部品において、やはりこの会社がないとやつていけない、ビジネスが成り立たない、そういう非常にすぐれたニッチ企業というものが存在するんだと思えます。そういう人たちがもつと希望や元気を持てるような経済社会を我々はつくつていきたい、こんなふうに思つております。

現在、例えば、日本において開業率が上がらない原因、いろいろあると思うんですけども、起業に対する意識改革も必要だと思えます。そういった意味で、私も先日、大学で講義をやつてきましたけれども、先生もそれをやっていたら、こういった若者に対する意識の喚起も重要なことだと思つております。

同時に、日本の場合、起業家に対する資金の提供であつたりとか経営のノウハウを提供する、こういったことも十分ではないという側面があると思えます。

アメリカはベンチャーの国、起業の国、こんなふうにも思われがちですけれども、恐らく、一九六〇年代、七〇年代のアメリカのホームドラマを見ていると、ベンチャー企業というのは出てきません。主人公はほとんど大会社のサラリーマンか医者、弁護士です。スーパーマンも、デイルーパーネット社という新聞会社に勤めていたわけでありました。八〇年代ぐらいからベンチャーキャピタルというのが生まれて、そこに国も支援措置をとることによつて十分な資金供給が行われた。こういう側面が大きいんだと思えます。

さらには、スピノフであつたりとかカーブアウトなど事業再編を促進する構造改革、こういったものがおこなわれている側面がある、こんなふうにお考えしております。こういったことも踏まえて、今回の産業競争力強化法案では、経営支援能力が高いベンチャーファンドを認定して、あわせて認定ベンチャーファンドに対する企業からの投資を促進する新たな税制措置を設けました。また、地方自治体と民間の支援事業者が連携して行う創業支援に対する支援措置も盛り込んだところであります。

スピノフ、カーブアウト。言ってみると、一つの企業というのは文化を持っています。その一つの固まつてしまつた文化の中ではなかなか育たない新しい事業がカーブアウトされる、スピノフするというところで、その眠つている経営資源、人材を使う、そういった意味でも非常に大きな意

味があるのではないかな、こういったことに対する支援も行っていきたい。

そして、六月に定められた日本再興戦略で、日本としてこれから開業率一〇%を目指す、この目標を一日も早く達成できるように全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○山田(美)委員 ぜび、将来の開業率一〇%の目標達成に向けて、全力で私も頑張つてまいりたいと思ひます。

○富田委員長 次は、國重徹君。

○國重委員 公明党の國重徹です。

今日は、今回の臨時国会の目玉の一つである、産業競争力強化法案についての質疑をさせていただきます。

今回の臨時国会は成長戦略実行国会と銘打たれており、総理も、先日の所信表明演説の中で、大事なものは実行であり、もはや作文には意味がないというふうにおっしゃいました。今回の産業競争力強化法案の肝も実行です。

それでは、これまで何が実行されず、今回は何が実行されるのか。実行、実行、実行と繰り返されますけれども、その実行の中身は一体何なのか。国民の皆さんにわかりやすい、期待の持てる説明、またメッセージを、大臣、よろしくお願ひいたします。

○茂木國務大臣 成長戦略、委員おっしゃるよう実行することが極めて重要であります。同時に、スピード感を持って実行することが重要だと思つておりまして、例えば税制改正、御案内のとおり、毎年、年末の恒例行事でありました。今回は秋に税制改正を行うということ、恐らくここ数年の中では初めて既に実行させていただいたところでありました。

さらに、岩盤規制と言われる規制も、この産業競争力強化法で目指している三つのゆがみの是正の一つであります。過剰規制を直していくという意図から現在取り組んでおります。既に、六十年間続いてきた電力の地域独占を変えていくための電

気事業法の改正、第一弾も、衆議院では可決をさせていただき、これから参議院の方で審議が行われることになっております。また、医療機器の開発の問題、さらには再生医療の実用化などを推進するために、薬事法の改正等も行つていきます。

iPS、日本は山中教授のノーベル賞の受賞に象徴されるように、研究開発は相当先を行つていける。しかし、再生医療であつたりとか創薬の製品ということになると他国に劣後している。こういった状況を一気に我々として変えていきたい、このように思つております。

そのための実行体制も政府一丸となつてつくつていくこととしておりまして、規制改革を進める、そしてまた産業の新陳代謝を進めるといったことをこの法案を中心にして一気に進めてまいりたい、そのように考えております。

○國重委員 大臣、よろしくお願ひいたします。今回の産業競争力強化法案を作成するに当たつて、これまでの産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法、いわゆる産活法について、どのような検証をしたのか、評価をされたのか。これを踏まえて今回の法案ができていと思ひますけれども、これについての検証、評価について大臣にお伺ひいたします。

○茂木國務大臣 産活法は平成十一年に制定をされましたが、当時の状況、一九九二年にバブルが崩壊をするという中で、企業が過剰設備を抱えなければいけない。そういう状況下にあつて、産活法、我が国事業者の生産性向上と産業活力の再生に向けて、個々の事業について一定の成果を上げてきた、このように考えております。

具体的に申し上げますと、平成十一年の産活法の制定以来、平成二十五年、ことしの十月一日の時点で、全省庁で六百九件、経済産業省で四百件の計画を認定いたしております。毎事業年度、認定を受けた企業の生産性や新たな取り組みの成果を詳細に検討しておりますが、経済産業省が認定し、計画が既に終了した三百五十件のうち、大体

八割以上の案件が計画期間中に法律の求める生産性の向上を実現いたしております。

ただ、冒頭申し上げたように、基本的な目的は、過剰設備とか過剰債務を解消することでありました。ところが、今日日本が直面している問題は、過少投資なんです。過剰規制なんです。過当競争なんです。それに必ずしもびつたりするようにならざるに産活法には盛り込まれていないということ、新しい産業競争力強化法をキーワードに

PAIにしながら、三つのゆがみをしっかりと是正していきたく思つております。

○國重委員 よくわかりました。産活法の検証を踏まえた上で、今回の法案をしっかりと推し進めていっていただきたいと思います。

では次に、重点施策の定期的な検証、見直しについてお伺ひいたします。本法案の六条では、産業競争力の強化に関する実行計画を作成し、これを公表し、少なくとも毎年一回、重点施策の進捗状況、その効果に関する検証を行い、必要があると認めるときは改定する旨が定められております。

ただ、今回のアベノミクス、新政権、国民が非常に期待しております。この一、二年が勝負だと思つております。そういう点からしますと、重点施策によつては、一年に一回ではなくて、半年あるいは三カ月に一回程度でも検証を行い、改定していくということも、場合によっては必要になつてくると思ひます。

○菅原政府参考人 お答え申し上げます。今委員が申されたように、この法律では、少なくとも毎年一回見直すことになってございますけれども、御指摘のとおり経済はまさに生き物でございます。まして、経済環境が激激かつ大きく変化するということが十分考えられるわけでございます。そこはや

はり機動的に、必要に応じて政策の評価をする。評価の次第は、要するにこの政策は今の経済環境の実態に合わないということが明確になればその都度政策の見直しにつなげていくということ、例えば三カ月ごととか六カ月ごとという定期的な頻度ということはありませんけれども、状況の変化があれば、機動的にまずは担当大臣がその政策を評価し、見直しして、しっかりと変更を加える。

場合によつては、見直すべき範囲が広範囲であれば、産業競争力会議ですとか日本再生本部という内閣全体で政策の見直し、評価を行うということも十分想定されることでありまして、いずれにせよ機動的に対処していくのは当然だということに思つてございます。

○國重委員 先ほど大臣もスピード感が大事なんだとおっしゃられましたので、機動的な検証を何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、今回の法案六条では、政府がこの評価を行うと定められておりますが、具体的には、一体どのような方たちが、どのような方法で評価をするのでしょうか。この内容について教えていただけますか。

○菅原政府参考人 先ほど申し上げましたように、今回の法律の実行計画では、それぞれ政策の責任担当大臣を決めてございます。そういう意味で、まずは、その大臣のものと担当省庁が、自分の政策について、しっかりと実態に合っているかどうか自己評価を行うというのが基本でございます。

ただ、自己評価だけに頼つていたのでは甘く評価される可能性もございまして、常に、産業競争力会議でありますとか規制改革会議でありますとか、それを束ねる日本再生本部という内閣全体で、それぞれの政策についてもあわせて評価を行つていくということとしたいと考えてございます。